

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和7年8月5日（火）午後2時00分

1 一般報告

2 審議案件

教委第15号議案 高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校
個別支援学級用教科書の採択について

3 その他

令和7年8月5日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/22 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 中学校の部

○7/23 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 小学校の部

(2) 報告事項

3 その他

教委第 15 号議案

高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校
個別支援学級用教科書の採択について

高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学
級用教科書の採択を実施する。

令和 7 年 8 月 5 日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

令和 7 年度横浜市教科書採択の基本方針に則り、横浜市教科書取扱審議会から答申が提出されたため、令和 8 年度に使用する高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の教科書採択について提案する。

1 採択する教科書

- (1) 高等学校において令和 8 年度に使用する教科書
- (2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和 8 年度に使用する教科書

2 参考資料

- (1) 令和 7 年度横浜市教科書採択の基本方針
- (2) 令和 7 年度教科書採択手順
- (3) 横浜市教科書取扱審議会条例

令和 7 年 5 月 9 日
横浜市教育委員会

令和 7 年度横浜市教科書採択の基本方針

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和 7 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和 7 年度は、次の教科書を採択する。

ア 高等学校において令和 8 年度に使用する教科書

イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和 8 年度に使用する教科書

なお、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科書は、令和 5 年度に採択した教科書を令和 9 年度まで、中学校及び義務教育学校後期課程、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和 6 年度に採択した教科書を令和 10 年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第 9 条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要性が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登録されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

〔高等学校〕

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

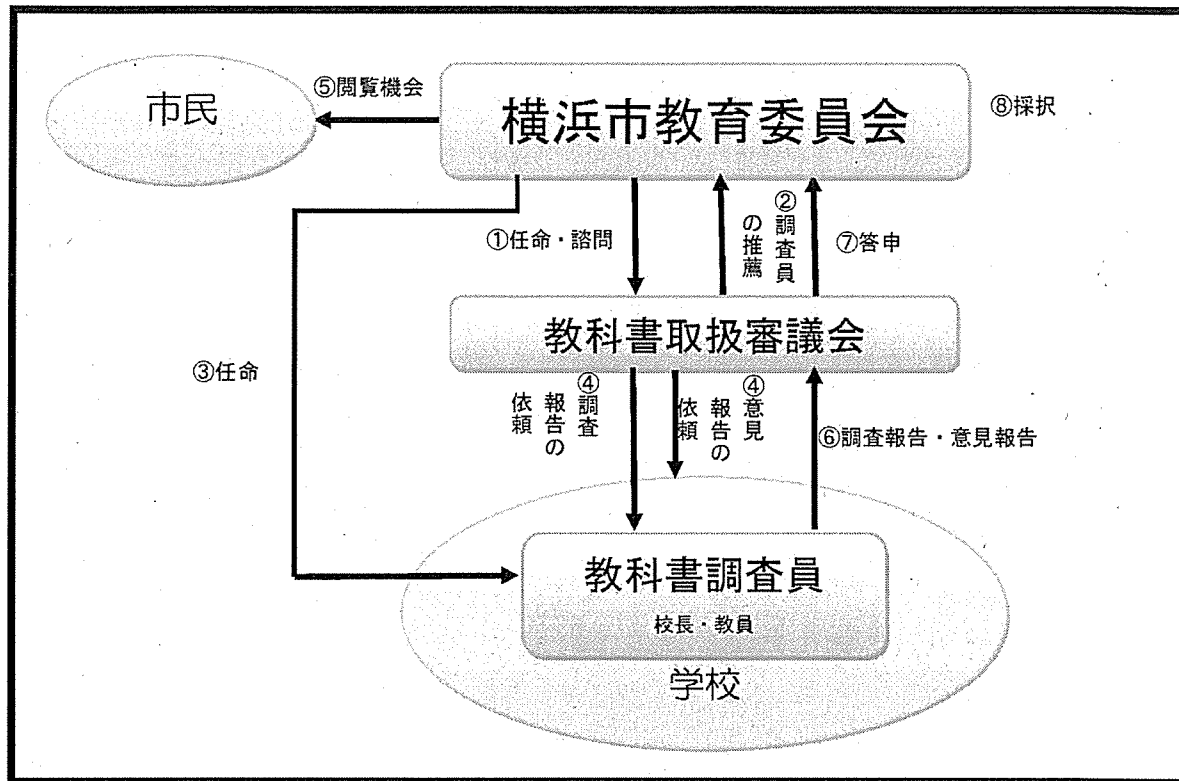
特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種

別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

〈高等学校並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」(以下「審議会」)を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査報告を依頼します。また、高等学校並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級については、各学校や個々の児童・生徒によって実態が大きく異なるため、各学校長に教科書の意見報告を依頼します。
- ⑤ 市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。(市立18図書館で開催)
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査報告を、各学校長は審議会に意見報告をそれぞれします。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

制 定 昭和39年 6 月10日 条例第71号
最近改正 平成26年12月26日 条例第79号

横浜市教科書取扱審議会条例をここに公布する。

横浜市教科書取扱審議会条例

(設 置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科書の取扱いについて適正を期するため、教育委員会の附属機関として、横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校において使用する教科書の取扱いに関し必要な事項を調査審議する。
2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が任命する。
(1) 校長及び教員 8人
(2) 教育委員会事務局職員 5人
(3) 学識経験のある者 3人
(4) 児童及び生徒の保護者 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 審議会に、専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。
2 調査員は、審議会の推薦に基づき、教育委員会が任命する。
3 調査員の任期は、そのつど教育委員会が定める。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委 任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行う。

附 則 (昭和49年6月条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の横浜市教科書取扱審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

3 この条例の施行後最初の横浜市教科書取扱審議会の会議は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成26年12月条例第79号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。